

さ情審査答申第263号
令和6年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和5年7月13日付けで貴職から受けた、「20. さいたま市長、審議会への届出書による承諾書の開示、個人情報保護条例5条による。21. 道路測量図F-365号、道路台帳による道路線を変更と記入のある道路台帳の開示。22. 平成7年10月12日審査請求人に立合を求めた書類の証明書の開示。(以下「本件対象個人情報」という。)」の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年4月6日付け建南土第123号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 20、は個人情報保護条例により市長に届け出なければならず、第5条第1項収集の範囲及び手段の制限(立合同意書の収集のため)道路測量時立合同意を取っていないため。
- (2) 道路測量H7. 10. 12日立合し測量、又H8年2月2日立合道路測量行ったとするが道路測量図は個人地番前の個人整理杭に付個人情報である。
- (3) H7年10月12日立合を求めた審査請求人に特定地地権者、測量会

社、行政、審査請求人に特定地による。立合とするが特定地には審査請求人側は立合求めないという記入なし、の場合は条例5条により立合を求めなければならない、申請及び他の書面があるはず。ファイルの開示。

(4) 弁明書4-(2)-20について

別件特定地申請による個人情報収集である

ア 審査請求人への立合説明、書面の提示なしで立合を求めた、平成7年10月12日

イ 個人に職権により市有地等境界明示申請書提出、再立合を要求し、平成8年2月2日再立合

冒頭道路台帳による道路線を変更し確定一方的に決定同意書にサイン、書名、捺印の要求、個人情報の収集である。立合は整理杭というは特定地と審査請求人の境界杭で道路境界杭ではない、道路境界杭は、(測点〇〇〇)である。

(5) 弁明書4-(2)-21について

市道F-363号線、道路台帳地区11444に

ア 道路台帳による道路線を変更し確定記入あり、個人申請書であり。

イ 個人情報の記載確認のため開示請求書の提出である。

(6) 弁明書4-(3)-22

平成7年10月12日立合は特定地の市有地等境界明示申請書で別件申請による、審査請求人への立合

市の見解では杭は市と民有地の境界杭らしい説明立合書面なし。

ア 特定地申請による市有地等境界明示申請書、一部開示物隣接地所有者一覧表11360には審査請求人の立合名記載なし。

イ 記載なしは、別件申請による、立合であり、立合を求める旨の書面、説明なしで特定地申請代理人。行政監理課職員。特定地地権者。3名による審査請求人への立合である。

ウ 特定地申請書11360に審査請求人の立合者名に記載ない、境界線立合でなく整理杭の立合であり、別物立合に書面なし、説明なし、特定地側と代理人同行異様である、行政は書類の役所書類なしで、説明なしで共をつれ立合は異様行政に書面の記載物あり開示請求提出。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

(1) 令和5年3月24日付けで、審査請求人より、個人開示請求書が提出された。請求の内容は下記のとおりである。

20、さいたま市長、審議会への届出書による承諾書の開示、個人情報保

護条例5条による。

21、道路測量図F-365号、道路台帳による道路線を変更と記入のある道路台帳の開示。

22、平成7年10月12日審査請求人に立合を求めた書類の証明書の開示。

(2) 20、21について

条例第12条第1項では、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された自己に関する個人情報の開示の請求をすることができる」と規定されているが、請求の内容は「自己に関する個人情報」には該当しないため、不開示決定を行った。

(3) 22について

平成7年10月12日に立ち合いを求めた書類は、入手・作成していない。また、立ち合いを求めた書類の証明書も入手・作成しておらず、存在しない。よって不開示決定を行った。

2 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の理由(1)について

審査請求人は、審査請求書において「20は個人情報護条例により市長に届け出なければならず」と主張している。しかし、個人情報開示請求書にて請求されている「さいたま市長、審議会への届出書による承諾書」は、実施機関が個人情報取扱事務を新たに開始する際に、市長に届け出、市長が個人情報保護審議会に報告することにより発生し得るものであり（条例第6条）、氏名生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報ではない。

よって、当該請求は、条例第12条に規定する、自己に関する個人情報に該当しない。

(2) 審査請求の理由(2)について

審査請求人は、審査請求書において「道路測量図は個人地番前の個人整理杭に付個人情報である」と主張している。これは、個人情報開示請求書21「道路台帳の開示」にかかる主張と考えられるが、土地の地番や境界標は、氏名生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報ではない。条例第2条に規定する個人情報に該当しない。また、個人情報開示請求書にて請求されている「道路台帳」も同様である。よって、条例第12条に規定する、自己に関する個人情報に該当しない。

(3) 審査請求の理由(3)について

審査請求人は、審査請求書において「立合求めないという記入なし、の場合は条例5条により立合を求めなければならない」と主張する。しかし、条例第5条は、実施機関の個人情報の収集の制限について規定するも

のであり、境界明示申請における立ち合いとは関係が無い。なお、同条例は平成13年5月1日の施行であり、審査請求人が問題にしている、平成7年10月12日の立ち合い時点では施行されていない。

また、審査請求人は、個人情報開示請求書にて「平成7年10月12日審査請求人に立合を求めた書類の証明書」を請求しているが、一般に境界明示申請において、関係する土地所有者に立ち合いを求める際に書類は作成しておらず、その旨の証明書も作成していない。本件においても、かかる書類は作成・入手しておらず、不存在である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象個人情報とは、審査請求人が令和5年3月24日に開示請求を行った「20. さいたま市長、審議会への届出書による承諾書の開示、個人情報保護条例5条による。21. 道路測量図F-365号、道路台帳による道路線を変更と記入のある道路台帳の開示。22. 平成7年10月12日審査請求人に立合を求めた書類の証明書の開示。」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、20及び21については、条例第12条に規定する開示請求者の自己に関する個人情報の開示請求に当たらないため、22については、文書は存在しないため不開示決定を行ったところ、審査請求人は、処分を取消し、20、21、22の開示を求めるとして、本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 20について

審査請求人は、条例第6条により、実施機関が作成する文書の開示を求めるものと解されるから、これらに審査請求人の「自己に関する個人情報」（条例第12条第1項）が記録されているかにつき検討する。

この点、条例第6条に規定されている、実施機関が、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときに、あらかじめ市長に届け出る際に作成される文書（同条第1項）、及び市長が当該届出に係る事項をさいたま市情報公開・個人情報保護審議会に報告する際に作成される文書（同条第4項）には、実施機関が、将来取得する個人情報の記録の項目の記載が求められている一方、特定の個人を識別する情報自体が記載されることは予定されていない。そうすると、前記各文書は、条例第12条第1項の「自己に関する個人情報」に該当する余地はない。

よって、実施機関が行った本件処分は妥当である。なお、審査請求人が指摘する条例第5条は、実施機関の個人情報の収集を制限する規定であって、同規定は開示の根拠にはならない。

(2) 21について

「道路測量図F-365号、道路台帳による道路線を変更と記入のある道路台帳」の開示請求は、個人情報開示請求書、審査請求書、及び反論書からすれば、番地の記載のある道路測量図（正しくは「境界復元図」）及び道路台帳と解されるから、これらに審査請求人の「自己に関する個人情報」（条例第12条第1項）が記録されているかにつき検討する。

この点、道路測量図及び道路台帳には、土地の地番や境界標の情報が記載されるが、これらは氏名生年月日その他特定の個人を識別する情報ではない。その他個人を識別する情報も記載されない。

よって、上記各文書は、条例第12条第1項の「自己に関する個人情報」に該当せず、実施機関が行った本件処分は妥当である。

(3) 22について

「平成7年10月12日審査請求人に立合を求めた書類の証明書」は境界明示申請において、審査請求人に立会いを求めた際に作成された文書及び立会いの結果を記載した証明書と解される。

実施機関の説明によれば、境界明示申請において、境界明示に必要な申請者を除く土地の所有者に立会いを求める際に、文書は作成することになつておらず、その旨の証明書も作成しないとのことであり、本件においても、かかる書類は作成していないため、存在しないとしている。

以上の実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、ほかに文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

よって、実施機関が行った本件処分は妥当である。なお、審査請求人が指摘する条例第5条は、実施機関の個人情報の収集を制限する規定であつて、境界明示の立会いを義務付ける根拠にはならない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 7月13日	諮問の受理（諮問第590号）
②	令和 6年 1月18日	審議
③	令和 6年 2月15日	審査請求人からの意見陳述及び審議
④	令和 6年 2月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和 6年 5月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)